

街路樹管理業務委託共通仕様書

令和8年度

成田市 道路管理課

(目 次)

第1章 総則	5
第1節 一般事項	5
第1条 (目的)	5
第2条 (適用範囲)	5
第3条 (用語の定義)	5
第4条 (官公庁等への手続き等)	6
第5条 (関係法規の遵守)	6
第6条 (軽微な変更)	6
第7条 (疑義の解決)	6
第8条 (地元住民への対応)	6
第9条 (業務看板の設置)	6
第10条 (後片付け)	7
第11条 (提出書類)	7
第12条 (現場責任者等)	7
第2節 業務委託の監理	7
第13条 (業務計画書)	7
第14条 (現場の工程管理)	8
第15条 (作業用の機械器具)	8
第16条 (材料)	8
第17条 (業務中の安全管理)	8
第18条 (原状復旧)	9
第19条 (発生材の処分)	9
第20条 (過積載の防止)	10
第21条 (記録写真)	10
第3節 業務委託の完了	11
第22条 (委託の検査及び中間業務報告)	11
第2章 維持管理	12
第4節 除草・草刈等	12
第23条 (目的)	12
第24条 (人力抜根除草)	12
第25条 (人力草刈)	12
第26条 (機械草刈(肩掛け式・ロータリー式))	12
第27条 (除伐・つる切り)	13
第5節 剪定・刈り込み	14
第28条 (目的)	14
第29条 (剪定・刈り込みの基本的考え方)	14

第30条 (冬季剪定)	15
第31条 (夏季剪定)	15
第32条 (常緑樹剪定)	15
第33条 (基本剪定)	15
第34条 (整姿剪定)	15
第35条 (ヤゴ取り)	16
第36条 (剪定の方法) (図1、2)	16
第37条 (剪定すべき枝) (図3)	16
第38条 (制約条件がある場合の剪定)	17
第39条 (刈り込み)	17
第40条 (刈り込みの方法)	17
第6節 病害虫防除	22
第41条 (目的)	22
第42条 (巡回(徒步)剪除)	22
第43条 (剪定防除)	22
第44条 (薬剤散布等)	22
第7節 施肥	24
第45条 (目的)	24
第46条 (上木(高・中木)施肥)	24
第47条 (下木(中・低木)施肥)	24
第48条 (使用量の確認)	24
第8節 支柱補修等	25
第49条 (目的)	25
第50条 (支柱取付)	25
第51条 (支柱撤去)	25
第52条 (結束直し)	25
第53条 (幹巻き除去)	25
第9節 伐採・抜根	26
第54条 (目的)	26
第55条 (伐採・抜根)	26
第56条 (吊り切り伐採)	26
第57条 (伐根)	26
第10節 倒木復旧	28
第58条 (目的)	28
第59条 (応急措置)	28
第60条 (倒木復旧)	28

第11節 芝生管理	29
第61条（目的）	29
第62条（拔根除草）	29
第63条（刈り込み）	29
第64条（施肥）	29
第3章 樹形再生・縮小	30
第12節 街路樹のあり方	30
第65条（目的）	30
第66条（街路樹の現況）	30
第67条（目標樹形）	33
第68条（基本樹形と主樹種）	34
第69条（目標樹形の基本設定）	36

※ このマニュアルは、共通仕様書と剪定基準をまとめたものである。

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条（目的）

昨今では、地球環境問題や都市のヒートアイランド化が叫ばれる中、街路樹の重要性が一層、増大してきている。植栽後30年を経過するような街路樹もあり、大きく育ちボリュウムのある緑の景観を作り出している一方で、限られた街路空間の中にある街路樹が、成長に伴い、落葉問題、街路樹の根の成長による舗装の段差や腐朽による倒木や枝折れなど沿道住民の生活に支障をきたしている事例も多く見受けられるようになってきている。

このような状況を踏まえ、これまで整備・育成してきた街路樹を将来もあらゆる社会ニーズにこたえ、市民に愛され親しまれるものとしていくことが強く求められてきている。

この基準は、街路樹等の維持管理並びに樹形の見直しに関する基準を定め、将来にわたり持続できる快適で良好な道路環境の整備及び確保を図ることを目的とし、本基準を定めるものです。

第2条（適用範囲）

- 1 本基準は、成田市道路管理課が施行する街路樹管理業務委託に適用する。
- 2 業務委託はそれぞれの種別に応じ、本基準に定める仕様に従い履行する。
- 3 本基準に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書（千葉県）」に準拠する。
- 4 仕様について、本基準と特記仕様書の記載が異なるときには、特記仕様書を優先する。

第3条（用語の定義）

- 1 担当職員
業務委託を担当する成田市の職員をいう。
- 2 指示
委託者が受託者に対し、業務委託の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- 3 承諾
契約図書で示した事項について、委託者又は受託者が同意することをいう。
- 4 協議
委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 5 報告
受託者が委託者に対し、書面により知らせることをいう。
- 6 街路樹

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第2条第2項第2号で定める「道路上の並木」、及び道路構造令（昭和45年制令第320号）第2条第1項第17号で定める「植樹帯」に植栽される樹木及び地被類のほか、都市緑化のため道路に計画的に植栽されるものをいう。

7 道路

法により道路管理者である成田市が管理する、又は将来管理することとなる道路の区域をいう。

第4条（官公庁等への手続き等）

- 1 受託者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。
- 2 受託者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施しなければならない。
- 3 受託者は、届出などの実施にあたっては、報告しなければならない。

第5条（関係法規の遵守）

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第6条（軽微な変更）

受託者は現場の状況などにより、作業位置、方法に関してやむを得ず行う軽微な変更については、協議し、報告する。

第7条（疑義の解決）

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

第8条（地元住民への対応）

- 1 受託者は業務の履行に先立って、担当職員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき、又は交渉をするときには、速やかに担当職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第9条（業務看板の設置）

- 1 受託者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、通行者などが見やすい位置に設置するものとする。
- 2 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記するものとする。

(参考：「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長」)

- (1) あいさつ文「ご迷惑をおかけします」
- (2) 委託の内容（例：「街路樹管理を行っています」）
- (3) 履行期限
- (4) 委託名
- (5) 委託発注部署及び連絡先
- (6) 受託者及び連絡先
- (7) 現場責任者

第10条（後片付け）

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第11条（提出書類）

受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、担当職員に提出するものとする。

第12条（現場責任者等）

受託者は、現場責任者を選定するにあたり、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員との連絡調整を行える者を選定すること。

第2節 業務委託の監理

第13条（業務計画書）

- 1 受託者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて担当職員と十分調整の上、業務計画書を提出し、これを遵守し委託の履行に当たらなければならない。
- 2 業務計画書には次の事項について記載すること。
 - (1) 業務概要
 - (2) 工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理（安全訓練等の実施を含む）
 - (5) 主要機械等
 - (6) 履行方法
 - (7) 履行管理計画
 - (8) 緊急時の体制及び対応
 - (9) 交通管理及び保安上の措置
 - (10) その他

第14条（現場の工程管理）

- 1 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、担当職員と調整し進めるものとする。
- 3 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けるものとする。
- 4 受託者は、業務の作業日報を作業着手日より終了日まで、月1回の割で週報にて担当職員に提出するものとする。
- 5 本業務においては、受託者は、業務期間中に歩行者及び交通の安全確保等のため必要な作業を早急に行うことがある。

第15条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。また、機械器具は環境配慮に心がけ、作業車のアイドリングストップや廃棄物のリサイクル化に努めること。
- 2 病害枝の剪除作業等において、樹木の病原菌に冒された部位に使用した器具は、使用後直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから使用すること。
- 3 作業終了後の清掃にあたり、ブロワー等の高圧な風が出る機械器具を使用する場合は、事前に承諾を受けるものとする。

第16条（材料）

設計図書で指定した材料は、担当職員の確認を受けたものを使用する。

第17条（業務中の安全管理）

- 1 受託者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 受託者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、「道路工事保安施設設置基準（関東地方整備局）」を準用し、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じるものとする。
- 3 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- 4 受託者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- 5 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場

合、電力会社・通信会社等との立ち会いについて、担当職員に申し出て、協議すること。

- 6 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- 7 受託者は、作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策を講じること。
- 8 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- 9 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、担当職員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。
- 10 受託者は、下記の項目を例として定期的に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 「造園安全衛生管理の手引き」（社団法人日本造園建設業協会）、「造園工事業の安全作業手順」（建設業労働災害防止協会）等の周知徹底
 - (4) 本現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全衛生教育として必要な事項
- 11 安全訓練等の実施に当たっては、業務計画書に業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況については、安全訓練等の内容を記録した報告書や写真等の資料を整備・保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。

第18条（原状復旧）

受託者は、作業にあたり、道路並びに道路附属物及び占用物件等の周辺施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに担当職員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行うこと。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

第19条（発生材の処分）

受託者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、枝葉・刈草・刈芝及び雑草等はリサイクル処理することを基本とする。ただし、あらかじめ担当職員の確認を得たものについては、この限りではない。

第20条（過積載の防止）

受託者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第21条（記録写真）

1 記録写真是、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。

- (1) 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影したもの
- (2) 現場の看板や保安施設等の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
- (3) 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- (4) 高所作業車を使用した場合、その作業状況、機種が分かるもの
- (5) 材料の搬入状況及び廃棄物のリサイクル搬出状況が分かるもの

2 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いるものとする。

- (1) 業務委託名
- (2) 撮影場所
- (3) 作業名
- (4) 撮影日
- (5) 受託者名

3 写真是カラーサービス版とし、作業種別、作業段階ごとに整理の上、写真帳に以下の項目を記入し、業務完了時に、担当職員に1部提出するものとする。

- (1) 業務委託名
- (2) 撮影場所
- (3) 撮影対象物
- (4) 撮影日
- (5) 図面
- (6) 撮影方向

4 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は下記の通りとする。

- (1) 十分に第1項及び第2項に示す内容が認識できるものであれば、デジタルカメラによる撮影の印刷物も写真と同様と見なす。その場合、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば、印刷物のみによる提出で良い。
- (2) 電子媒体に記録する写真的属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものと電子納品運用ガイドライン（案）に則った取り扱いとする。

- 5 写真は工程表に従い、常に整理しておくものとする。
- 6 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、担当職員の確認を得ることとする。
- 7 写真の提出方法は、電子納品によるものと/orする。その場合、内容については、担当職員の確認を得ることとする。

第3節 業務委託の完了

第22条（委託の検査及び中間業務報告）

- 1 受託者は、委託契約書に基づく検査を受けなければならない。また、四半期毎に中間業務報告書を提出し確認を受けなければならない。
なお、少額の委託に関しては、この限りではない。
- 2 受託者は、中間業務報告書の提出にあたり、以下の書類を業務の内容に応じて作成し、担当職員に1部提出するものとする。
 - (1) 作業位置（路線）図
 - (2) 実施工程表
 - (3) 出来高数量表
 - (4) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書など）
 - (5) 処分伝票及び集計表
 - (6) 材料伝票
 - (7) 薬剤散布実施報告書
 - (8) 交通誘導員伝票及び日誌
 - (9) 高所作業車利用伝票または日報
 - (10) 各種申請書及び許可証
 - (11) 打合せ簿
 - (12) 業務月報
 - (13) 記録写真
 - (14) 安全訓練等の記録
 - (15) その他担当職員が必要と認めた書類
- 3 受託者は、検査及び中間業務報告に必要な図書などについて、担当職員又は検査員の指示に従わなければならない。

第2章 維持管理

第4節 除草・草刈等

第23条（目的）

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- 1 植栽地の美化及び都市美観の維持
- 2 樹木などの生育阻害の防止
- 3 病害虫発生の予防
- 4 火災の防止
- 5 見通しの確保や車両の雑草巻き込み等の事故発生の防止

第24条（抜根除草）

- 1 抜根除草は、除草を根より抜き取り、刈取除草は行わないものとする。また、歩道等（緑道）の隙間から生えている草等についても除草を行うこと。
- 2 除根除草は、抜き取った雑草及び空缶、瓦礫、紙屑等はすみやかに現場外に取除き運搬処理を行うものとする。
- 3 既存植物を傷めないように注意する。
- 4 抜根除草跡はきれいに整地、清掃する。
実生の木本類、及び樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去する。また、落葉期の草刈については、完了後、落ち葉清掃を行い、美観の維持に努めること。
- 5 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。

第25条（人力草刈）

- 1 刈込器具は鎌などを用いる。
- 2 刈りむらのないように均一に刈り込む。
- 3 刈り残しがないように注意する。
- 4 樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も除去する。
- 5 刈り跡はきれいに清掃する。
- 6 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 7 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に草刈作業を行うこと。

第26条（機械草刈（肩掛式・ロータリー式））

- 1 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。また、作業中は、歩行者及び車両への飛び石等の事故を防ぐため、ネット防護を行い、作業に努めること。
- 2 刈りむらのないよう均一に刈り込む。
- 3 機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しのないように仕

上げる。

- 4 刈り跡はきれいに整地清掃する。
- 5 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 6 樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も除去する。
- 7 カッターによる小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意する。
- 8 のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意するものとする。

第27条（除伐・つる切り）

- 1 幹周10cm未満の実生木やつる性植物などを、チェーンソー、なたなどを使用して除伐する。
- 2 樹木に巻きついたり、枝から垂れ下がっているつる性植物も除去する。

第5節 剪定・刈り込み

第28条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- 1 美しい都市景観の維持
- 2 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- 3 病害虫の予防
- 4 交通や道路施設の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- 5 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

第29条（剪定・刈り込みの基本的考え方）

- 1 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つようを行うこと。
- 2 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つようを行うこと。
- 3 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- 4 同一路線、同一区間の樹冠は、同高、同形になるよう努めること。
- 5 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- 6 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。
- 7 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。
- 8 樹木が次の状況またはそれに近い状況にある場合は、担当職員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、第39条に示す通り剪定・刈り込みを行うこと。
 - (1) 枝、葉等が、道路構造令（昭和45年制令第320号）で定める建築限界を侵しているとき。
 - (2) 枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
 - (3) 架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から20cm（高压の架空電線又は変圧器の場合は、1.5m）以内に街路樹の枝、葉等が接近している場合。
 - (4) 道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
 - (5) 枝、葉等が道路の区域を越えて民有地に進入しているとき。
- 9 樹木についている不要になったシュロ繩等、また、不用意に取り付けられた鉄線等は、作業に当たり除去すること。

10 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告すること。

第30条（冬季剪定）

- 1 樹冠の半分以上落葉した状態（休眠期）の落葉樹について適用する。
- 2 落葉期（10～2月頃）を適期とする。

第31条（夏季剪定）

- 1 着葉期の落葉樹について適用するが、剪定不適期で樹木への負担が大きいため、次の様なやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。（実施する場合は担当職員と協議）
 - (1) 台風などの強風により倒木の恐れのある樹木
 - (2) カロリナポプラ、シダレヤナギ、ニセアカシア、プラタナスなどの、枝葉の生長が著しく早く、風害に弱い樹種
 - (3) 薬剤散布出来ない場所で害虫が大量に発生し、第42条の剪定防除では対応できない場合
 - (4) 落葉期に剪定が出来ず、やむを得ず剪定の必要のある場合
- 2 できる限り緑陰を保つように剪定すること。

第32条（常緑樹剪定）

- 1 常緑樹について適用する。
- 2 初秋（9～10月）を適期とするが、梅雨頃（6～7月頃）に行うことも出来る。ただし、針葉樹の剪定適期については落葉樹の剪定適期と同様とする。
- 3 剪定方法は原則として基本剪定に準ずる。

第33条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。
主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

第34条（整姿剪定）

混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。
原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜

き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病害虫枝、ヤゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。（すかし剪定を基本とし、切詰め剪定は極力行わない）

第35条（ヤゴ取り）

ヤゴは、幹又は根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。地上から作業のできる胴吹き枝も同様に切除すること。

第36条（剪定の方法）（図1、2）

- 1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行うこと。（切詰め剪定は極力行わない）
- 2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、バーカリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定すること。
- 3 良く切れる鉄や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げること。
- 4 枝の途中、または極端に細い枝を残して太枝を切るような、いわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。
- 5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けことを防ぐために、切断予定箇所の数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。
- 6 太い枝（概ね直径15cm以上）を剪定した場合は、切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。

第37条（剪定すべき枝）（図3）

- 1 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界（図4、5）を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- 2 架線に近接している枝や、信号機、道路標識、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、車両や歩行者の通行や視界を妨げる枝（支障枝）
- 3 病害虫に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病害虫枝）
- 4 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要的枝（逆き枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝）
- 5 上記4の不要枝のうち、胴吹き枝やふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝（副主枝）として交代させる予定の枝は切らずに残すこと。

第38条（制約条件がある場合の剪定）

- 1 樹木の枝葉が、民地境界から原則として1.0m以上離れるように剪定する。
- 2 樹木の枝葉が、原則として架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から1.0m、高圧の架空電線又は変圧器から1.5m以上（垂直方向の場合は2.0m以上）離れるように剪定する。
- 3 樹木の下枝高は、道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5m、歩道側2.5m）を確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹木の低い樹木については、担当職員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪定する。

第39条（刈り込み）

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するよう行うものとする。

第40条（刈り込みの方法）

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないよう、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- 5 枯損枝は、切除すること。
- 6 刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- 7 連続植樹帯（低木）の仕上がり高さは、一般部で80cm程度、横断歩道・車両出入口前後等の視認性を確保するために刈り高を低く抑える必要のある植え込みは50cm程度とし、遮光の目的で植栽されている生垣等については、担当職員と相談し仕上がり高さを決めること。
- 8 歩道植樹帯や中央分離帯の中低木は、枝葉を縁石の内側に収めるよう仕上げること。特に車道部への枝葉のはみ出しを防止するよう留意すること。
- 9 玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上がり形状等を担当職員に確認すること。

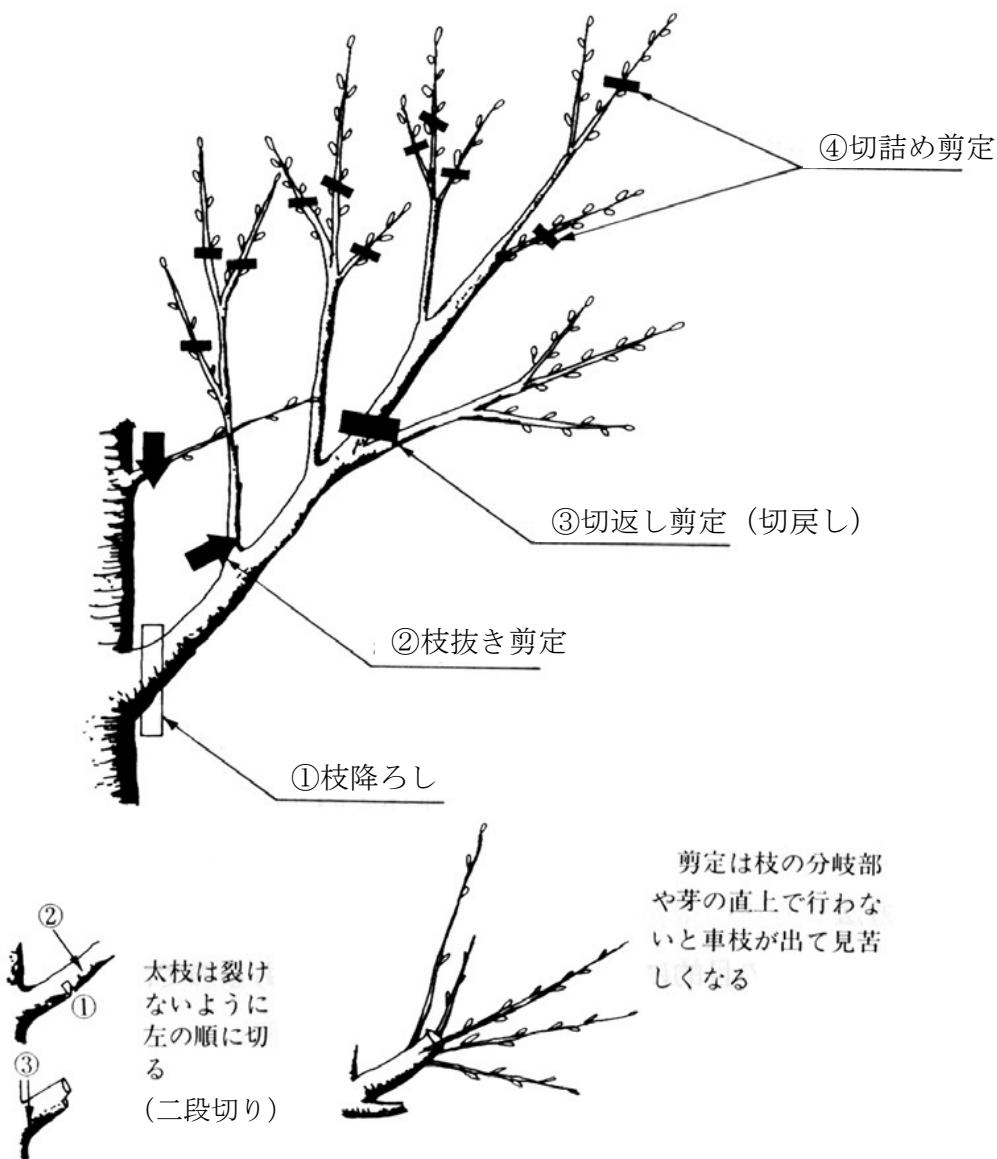


図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）

（出典：道路緑化基準・同解説 第5版 （社）日本道路協会 一部改変）

- ① 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するもので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。
- ② 枝抜き剪定：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。
- ③ 切返し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは亜主枝（又は副主枝）。主枝から出た枝。一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、亜主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。
- ④ 切詰め剪定：側枝（又は新生枝、当年枝。一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰剪定の一種である。

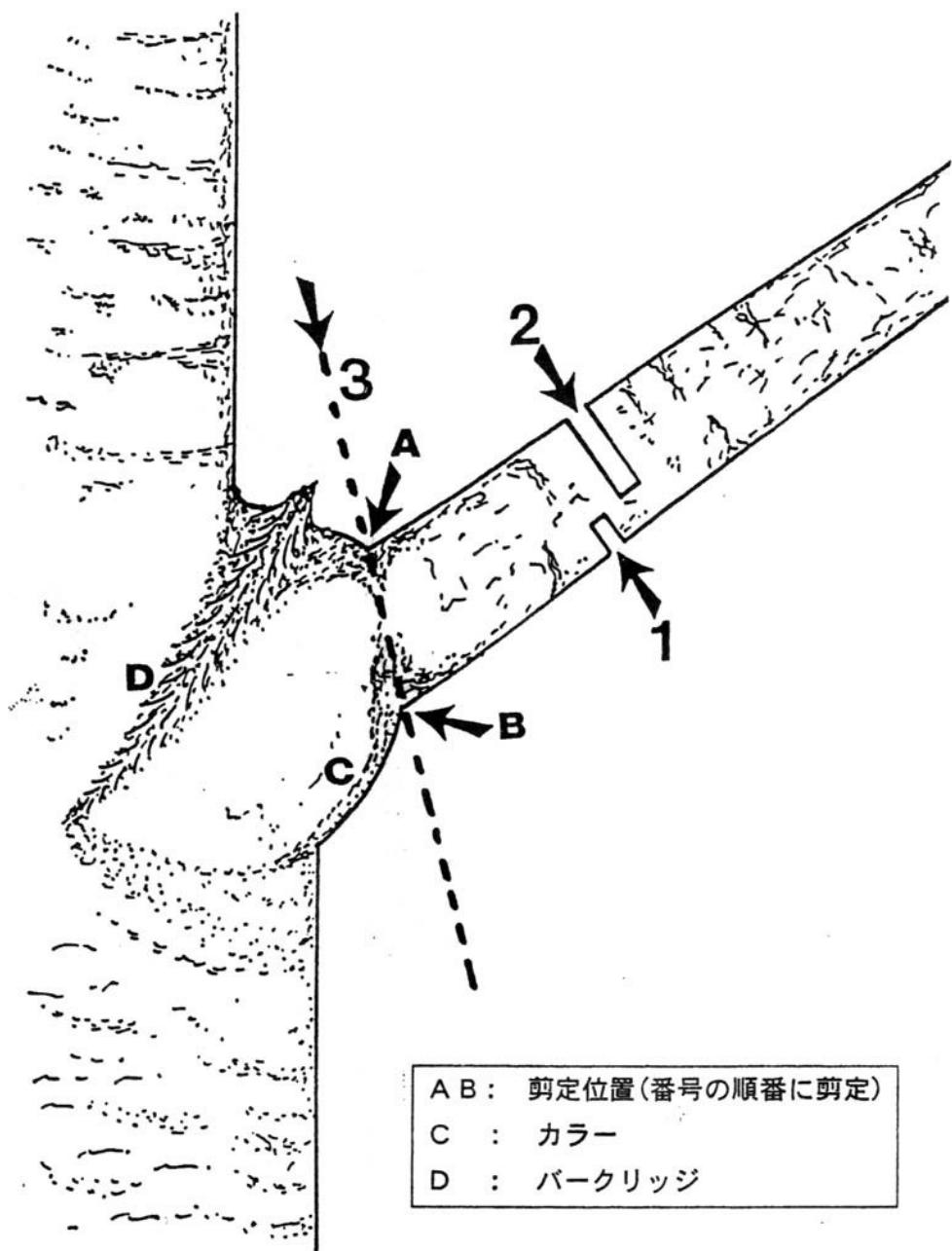


図2 剪定の方法 (バークリッジとカラー)

(出典：現代の樹木医学 要約版 第2版 Alex L, Shigo 著 日本樹木医会 訳・編)

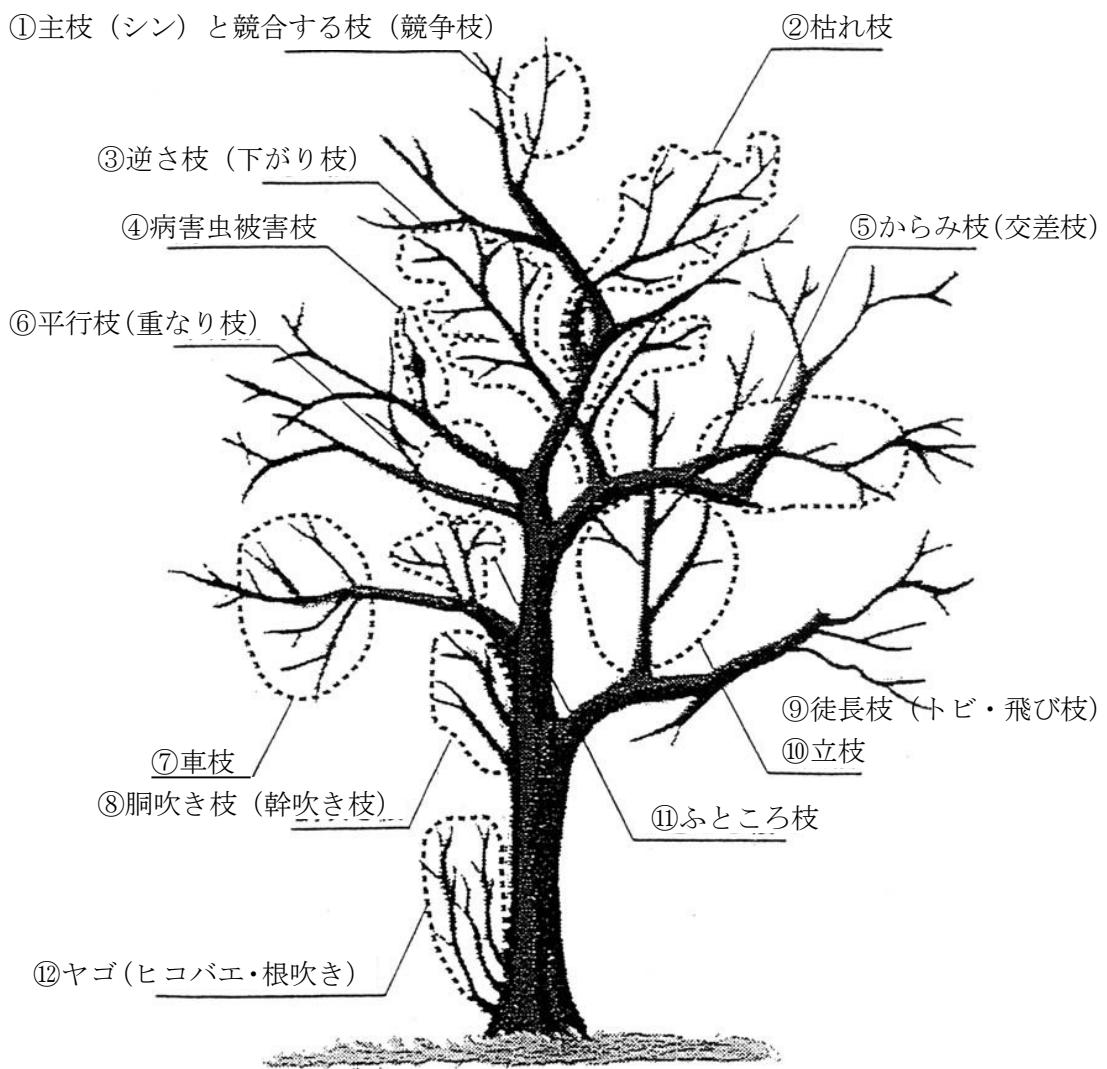


図3 剪定すべき枝

(出典：緑化樹木の剪定技術 (財) 日本緑化センター 一部改変)

- ① 主枝（シン）と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝
 - ② 枯れ枝：枯死した枝
 - ③ 逆さ枝（下がり枝）：外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝
 - ④ 病害虫被害枝：病害虫に侵された枝
 - ⑤ からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝
 - ⑥ 平行枝（重なり枝）：同じ方向に伸びる上下に平行した枝
 - ⑦ 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝
 - ⑧ 胴吹き枝（幹吹き枝）：幹から直接発生した小枝
 - ⑨ 枝徒長枝（トビ・飛び枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い
 - ⑩ 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝
 - ⑪ ふところ枝：亜主枝（副主枝）よりも内側にある弱小な枝
 - ⑫ ヤゴ（ヒコバエ・根吹き）：根元付近から発生する小枝
- ※上記の不要枝のうち、⑧胴吹き枝、⑪ふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝として交代させる予定の枝の場合は切らずに残すこと。

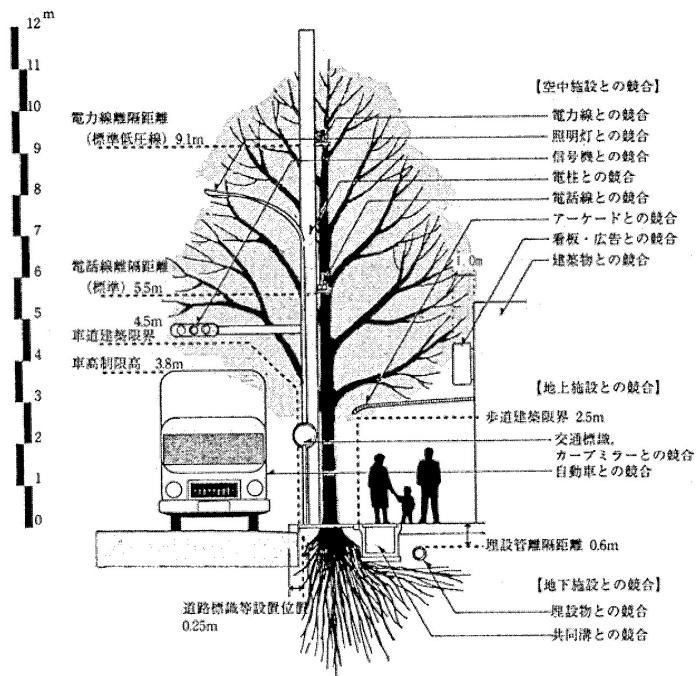


図4 街路樹の生育空間に係わる制限
 (出典:「第二次建設局街路樹等調査委員会報告書」
 東京都建築局、1988を参考に作成)

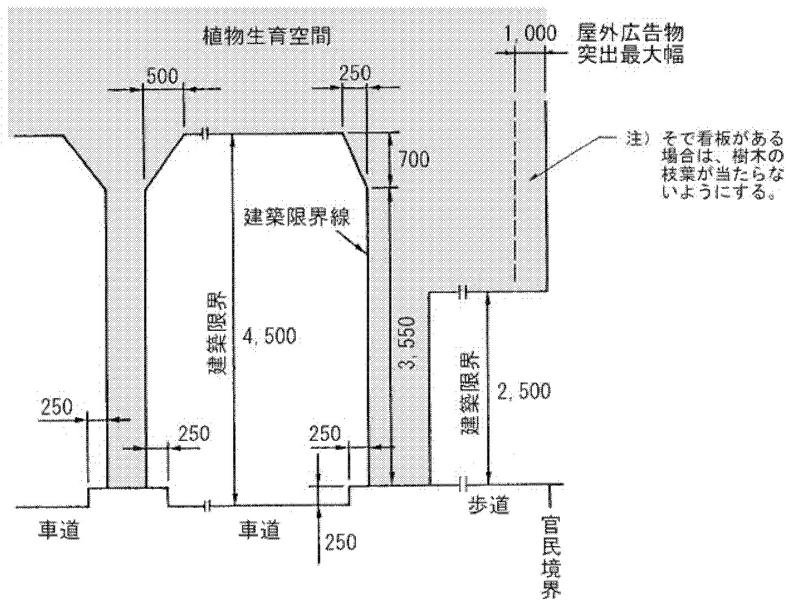


図5 建築限界

第6節 病害虫防除

第41条（目的）

病害虫の発生は、樹木の健全な生育を妨げ、植栽の持つ機能の低下をもたらすほか、道路利用者や周辺住民などに対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、沿道の庭木や農作物などにも被害が波及する恐れがある。このため、病害虫を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

第42条（巡回（徒步）剪除）

- 1 病害虫の発生前後に徒步により巡回する。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- 3 病害虫の発生が認められた場合は、剪定防除（捕殺）を行うとともに、担当職員に速やかに連絡する。また、チャドクガのぬけ殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とする。

第43条（剪定防除）

- 1 病害虫の発生枝をすべて剪除（捕殺）する。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃する。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。

第44条（薬剤散布等）

- 1 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日 25 消安第17号・環水大土発第1304261号）を遵守すること。
- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。また、現地混用は極力避け、混用を行う場合は「住宅地等における農薬使用について」に基づき十分注意する。
- 3 事前に周辺住民などに対して、以下の項目について十分な周知を行うとともに、併せて現地や対象樹木等にも立て看板や掲示等で表示を行う。
 - (1) 農薬使用の目的（対象樹木や農薬使用の目的を具体的に記す。）
 - (2) 敷布日時（気象条件が合わない場合の代替日も記す。）
 - (3) 使用農薬の種類（具体的な農薬名、希釈倍数を記す。）
 - (4) 敷布方法

(5) 注意事項

(6) 受託者及び委託者の連絡先

- 4 特に農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路などがある場合には、当該学校等を通じて子どもの保護者などへの周知を図るとともに、散布の時間帯に最大限配慮すること（通学・通園時間帯や屋外活動時等は散布しない）。また、周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ農作物栽培者に対し連絡する。
- 5 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないようあらかじめ要請するとともに、散布時にこれらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請する。
- 6 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、担当職員と調整の上、決定する。
- 7 敷布する際は、立て看板やロープ等により立ち入り制限したり、必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行う。また、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生する。
- 8 敷布の際には、農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、病虫害の発生部位等の必要な部分のみに散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮する。
- 9 農薬の調合又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- 10 降雨、風の強い日は散布を中止する。
- 11 落下した枝葉、害虫は清掃する。
- 12 敷布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどによりしばらくの間立ち入りを制限する。
- 13 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理する
- 14 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理する
- 15 記録写真に、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影する。
- 16 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釈倍数などについて、記録簿を作成し3年間保管するとともに、記録簿の写しを担当職員に提出すること。

第7節 施肥

第45条（目的）

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

第46条（上木（高・中木）施肥）

施工方法は、樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分又は、植樹枠の場合、植樹枠の隅に施肥穴を原則深さ30cm掘り、所定量の施肥を行って覆土しなければならない。各々の施肥量及び施肥穴数は、下記の表を標準とする。

（1本あたり）

幹周	中木	高木			
肥料 (kg)	0.20	0.30			
施肥穴数 (ヶ所)	4	4			

※ 施肥量は乾燥鶏分の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

第47条（下木（中・低木）施肥）

施工方法は、独立樹木又は、寄植樹木は、根元周辺に施肥穴を掘り所定の施肥をおこなった後覆土をしなければならない。地表面散布については、植込内に均等に散布する。

（1m²あたり）

肥料 (kg)	0.05	
施肥穴数 (ヶ所)	3	

※ 施肥量は乾燥鶏分の場合である。他の肥料を使用する場合については、協議すること。

第48条（使用量の確認）

作業実施前に、肥料を納入り数量検収の写真を担当職員立会いで撮影する。また、作業終了後肥料の空袋写真を撮影する。

第8節 支柱補修等

第49条（目的）

支柱補修は、以下を目的とする。

1 支柱取付

樹木の健全な生育を図るため、また、強風などにより樹木が傾倒し道路交通や通行人、隣地などに被害を与えないようにするため、支柱の取付けを行う。

2 支柱撤去

健全に生育し、傾倒の可能性がなくなった樹木については、美観を損なうとともになるので支柱を撤去する。

3 結束直し

幹の肥大に伴い結束部がくびれ、折れやすくなるのを防止するため、あるいは、シユロ繩などの腐朽により失われた支柱の機能を回復するために、結束直しを行う。

4 幹巻き除去

不要となった幹巻きは、美観を損なうもとであり、また病害虫の原因ともなるため、除去する。

第50条（支柱取付）

「土木工事共通仕様書（千葉県）」による。

第51条（支柱撤去）

- 1 支柱は根元から完全に引き抜く。
- 2 樹木を損傷しないように注意する。
- 3 支柱だけでなく、シユロ繩、亜鉛引鉄線などの結束材も取り除く。
- 4 支柱撤去後の穴を埋め戻し、整地する。
- 5 引き抜いた支柱は、適正に処分する。

第52条（結束直し）

- 1 杉皮、シユロ繩などの材料は、新しいものを使用する。
- 2 結束の方法は、「土木工事共通仕様書（千葉県）」による。

第53条（幹巻き除去）

- 1 幹巻きは完全に取り除く。
- 2 樹木を損傷しないように、丁寧に行う。
- 3 幹巻きの下に入っていた害虫（卵やサナギ等を含む）も取り除く。
- 4 取り除いた幹巻きは、適正に処分する。

第9節 伐採・抜根

第54条（目的）

樹木の伐採・抜根は、枯損、幹折れ、老朽化や病害虫などに伴い衰弱した樹木について、倒木などの危険防止などを目的とする。

第55条（伐採・抜根）

- 1 周辺樹木、施設などを損傷しないように注意深く行う。
- 2 伐採は、原則として地際で処理する。
- 3 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断する。
- 4 抜根にあたっては、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は埋め戻して整地する。
- 5 伐採、抜根した樹木は、設計図書により適正に処分する。

第56条（吊り切り伐採）

- 1 対象樹木の主枝は、適切な箇所で切断し、ロープ等で吊しながら安全に地上まで下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 2 対象樹木の幹は、上部から適切な長さ毎に切断し、ロープ等で吊しながら安全に地上まで下ろす。その後、所定の長さに切断する。
- 3 切断した枝や幹等は、むやみに落としてはならない。
- 4 安全な高さまで上記作業を繰り返したのち、残りの切り株を地際での切断等の作業を行う。
- 5 着葉樹は、常緑樹、落葉期以外の落葉樹に適用する。
- 6 非着葉樹は、落葉期の落葉樹、枯木に適用する。

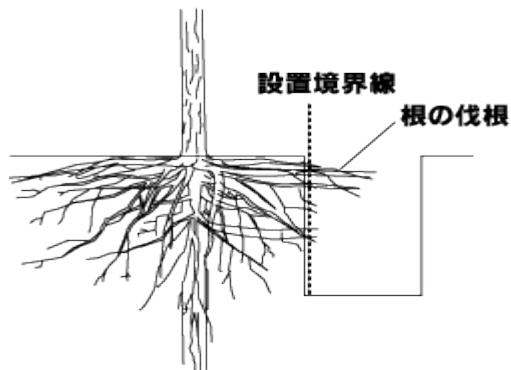
第57条（伐根）

主根を切断する場合は、鋭利な切り口になるよう切断し、切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。また、構造物等の影響範囲には、除根シートを路面から5cm程度突出し、20cm以上ラップする。ラップしたシートを防根テープで両面接着する。なおできる限り、休眠期に行い、樹木の成長が著しくない場合には、支柱を設置し、施肥を行うこと。

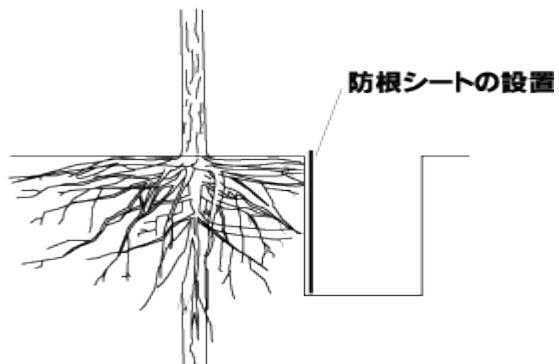
■ 防根シート 施工例

基本施工方法(直線施工)

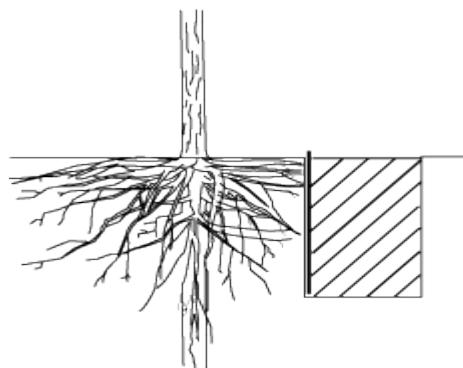
[手順1]掘削(布堀り)



[手順2]シートの設置

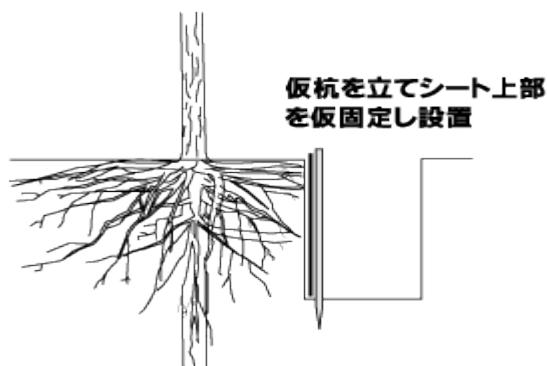


[手順3]埋め戻し

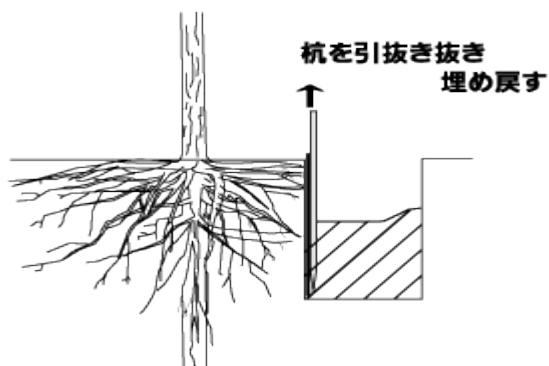


*施工状況によりシートが自立せず固定が必要な場合の施工方法

[手順2-①]シートの仮固定



[手順3-①]埋め戻し



(出典：新技術情報提供システム)

第10節 倒木復旧

第58条（目的）

台風や積雪などによる被害は、単に樹木などの損傷にとどまらず、周辺の道路交通などにも大きな影響を及ぼす場合がある。このため、傾斜木、倒木などが発生した場合に、道路交通の支障とならないように速やかに対応することを目的とする。

第59条（応急措置）

- 1 幹折れした樹木は、幹を切断して撤去する。
- 2 根返り、又は傾倒した樹木は、樹冠を道路交通などに支障のない方向に向けるか、立て起こした後、仮支柱を施す。
- 3 枝折れに対しては、道路交通などに支障を及ぼしている損傷部を切除する。
- 4 交通や隣接地に影響を及ぼしているものは、優先的に処置する。

第60条（倒木復旧）

- 1 根が露出していないものは、まっ直ぐに起こし、支柱に結束する。
- 2 根が露出しているものは、掘削、水やり、支柱などをして植え直し、枝を剪定する。
- 3 植え直しは、「土木工事共通仕様書（千葉県）」による。

第11節 芝生管理

第61条（目的）

芝生管理は、芝生の美観の維持や、健全な生育を目的とする。

第62条（抜根除草）

- 1　抜根除草は、芝生地内の除草を根より抜き取る。状況により、刈取除草を行うものとする。
- 2　除根除草は、抜き取った雑草及び空缶、瓦礫、紙屑等はすみやかに現場外に取除き運搬処理を行うものとする。
- 3　刈り込み作業に先立ち行うこと。

第63条（刈り込み）

- 1　周辺の樹木、構造物等を損傷しないように注意し従長した葉茎を一定の高さに刈り込む。
- 2　樹木の根際、支柱等の構造物周り等で機械刈の適当でない所については、手刈りとする。
- 3　芝刈作業を実施する場合は、石その他危険物の除去作業を併せて行い、カバ一等を取り付け飛散及び事故防止をはかり作業中の安全に注意する。また、作業中は、歩行者及び車両への飛び石等の事故を防ぐため、ネット防護を行い、作業に努めること。
- 4　刈り取った葉茎及び小石等はすみやかに現場外に取除き運搬処理を行うものとする。
- 5　休息食事等、その他のことで機械から離れる場合は、安全な場所へ保管する。

第64条（施肥）

- 1　むらのないように均一に散布する。
- 2　固形肥料を施す場合は、降雨直後などで葉面のぬれている時は行わない。
- 3　肥料の種類、施肥量は設計図書による。

第3章 樹形再生・縮小

第12節 街路樹のあり方

第65条（目的）

限られた街路空間の中にある大木となった街路樹が、成長に伴い、落葉問題、街路樹の根の成長による舗装の段差や腐朽による倒木や枝折れなど沿道住民の生活に支障をきたしている事例も多く見受けられるようになってきており、道路幅員構成、周辺環境、道路付帯施設や隣接地の状況などがさまざまで、画一的な管理方針では、街路樹の健全な育成が困難である。このため、路線または樹木毎に管理方針を設定する。

第66条（街路樹の現況）

街路樹の主要な樹種はプラタナス、アメリカカフウ、イチョウ、ユリノキ、アメリカハナミズキ、トウカエデ、カツラ、ソメイヨシノ、クスノキ、ニセアカシア、コブシ、ケヤキ、ハナノキの13種類となっている。

現在、成田市で植栽されている街路樹で大木となっているのが、ケヤキ、ユリノキ、クスノキとなっている。大木となった街路樹では、枯れ枝や落ち葉等の問題が多く発生し、また、剪定等の管理では、高所作業車(12m)での管理もできないほどとなっている。

1. ケヤキ

・JR成田駅西口線（JR成田駅～中台運動公園区間）

自然樹形が維持されている。落ち葉や剪定及び伐採に関する要望が挙がっている。占用者による掘削工事等の根系に与える傷害や、一部で樹勢が衰退してきている樹木がでできている。

・JR成田駅西口線（成田警察署～はなき台区間）

自然樹形が維持されており、夏季には豊かな緑陰と良好な景観が保たれている。落ち葉が多く、枯れ枝落下による管理瑕疵が多く発生している。落枝対策として、毎年8月に開催される祭りの前に枯れ枝剪定を行っている。占用者による掘削工事等の根系に与える傷害や、一部で樹勢が衰退してきている樹木がでできている。

JR成田駅西口線



・公津の杜 2号線

自然樹形が維持されており、夏季には豊かな緑陰と良好な景観が保たれている。最低限の剪定にて建築限界確保などの管理を行っている。落ち葉が多く、清掃の要望が多く発生している。

・新泉 1号線

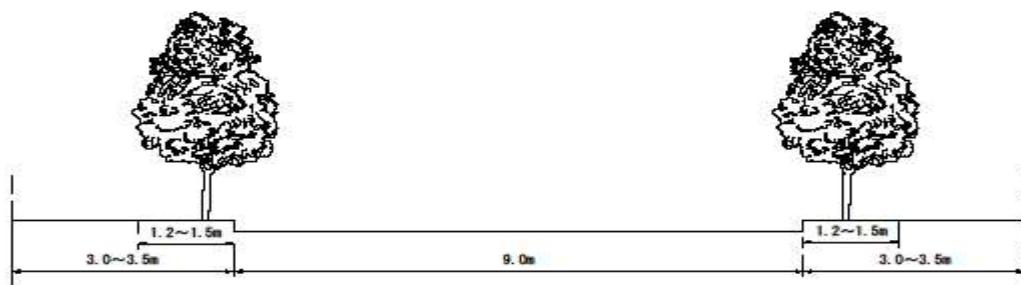
無剪定のまま巨木に成長し、歩道や植樹樹の隆起が発生している。H29年度に他路線（ケヤキ）の剪定の見本とするため、透かし剪定を行っている。

2. アメリカフウ

・加良部玉造線、公津の杜1号線

一律な抑制剪定による樹形の抑制と剪定部分の異常肥大がある。宅地境界との距離が近く、架空線等の高さ制限もある。

加良部玉造線

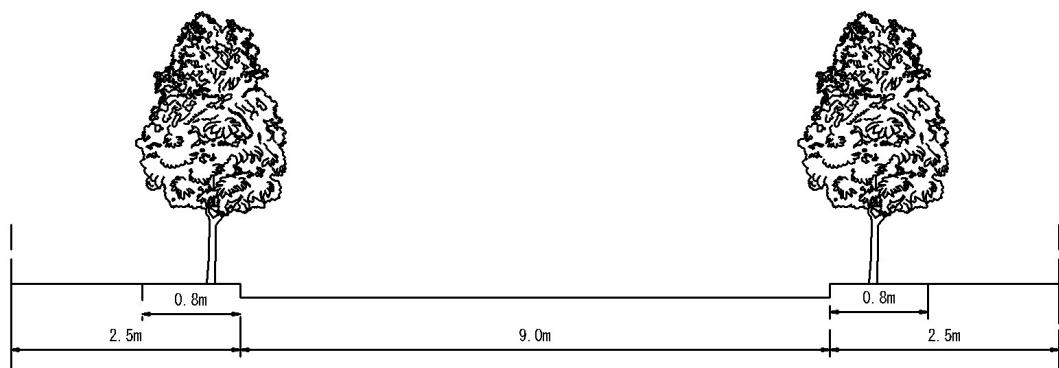


3. プラタナス

- ニュータウン環状線

一律な抑制剪定によって樹高と枝張りを抑制している。葉が大きく、排水を詰まらせ、宅地境界との距離が近く、架空線等の高さ制限もある。

ニュータウン環状線



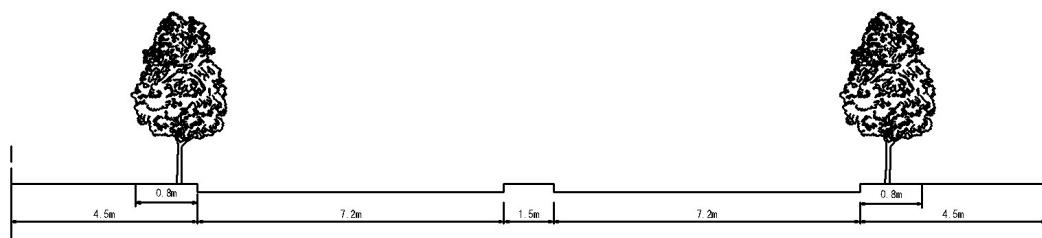
4. ユリノキ

- ニュータウン中央線

無剪定のまま樹高 1.1 ~ 1.2 m 程に成長していたが、H29年度に樹形のつくり直しのため、枝おろしを行っている。

ニュータウン中央線

赤坂消防前～日赤成田病院前



5. イチョウ

・ニュータウン中央線

宅地との距離が近く、架空線や信号機・看板なども多い。通行量も多く、建築限界や視認性の確保が必要となり、商店も多いことから、視認性確保による剪定及び伐採の要望が多い。

6. ニセアカシア

・赤坂中台線

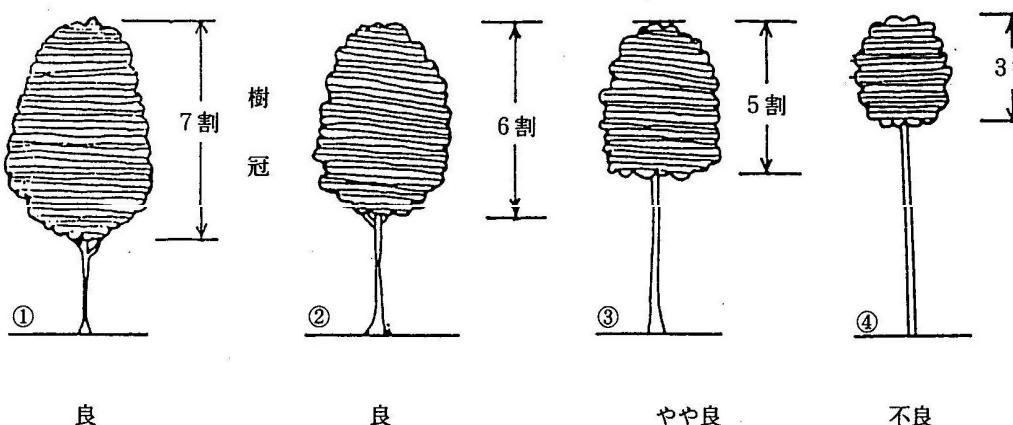
自然樹形が維持されており、夏季には豊かな緑陰と良好な景観が保たれている。最低限の剪定にて建築限界確保などの管理を行っている。落ち葉清掃の要望が発生している。

第67条（目標樹形）

街並みの変化や道路工事等に伴い樹種の変更が行われる等、状況の変化により、管理内容の見直しを行い、その時に即した維持管理を実施する。樹木のバランスは、自然樹形と基に、街路樹の外形を円錐形・卵形（楕円形）・盃形・円柱形（円筒形）の4つに分類した。ただし、それぞれの樹種の魅力が引き立つような樹形の設定を行う。

1. 樹高に対する樹冠の割合は原則として6割以上とする。少なくとも5割より大きな樹冠をとる。

■樹木のバランス



出典：仙台市街路樹マニュアル

前項はあくまでも公園樹や庭木としての理想的な比率である。実際の道路では、建築限界（歩道側2.5m、車道側4.5m）が道路構造令において定められたり、歩道幅員が限られていたりなど、生育空間に制限があるので、それらの条件を考慮しなくてはならない。

第68条（基本樹形と主樹種）

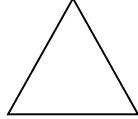
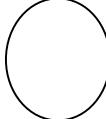
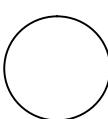
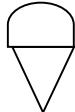
1. 直幹型

- ①幹が先端まで一本で真直ぐに伸びる。
- ②幹を中心に螺旋状におよそ40cm～50cm感覚に枝分かれしている。
- ③樹冠の下部からでた枝は数年以上を経過した枝で構成され、頂部の枝は新生枝で作られる。
- ④必ず芯を1本として直幹を保つように剪定する。

2. 分岐型

- ①最下位の部分から枝分かれしてその樹の持つ自然の形をかたどっている。
- ②幹が先端まで真直ぐに伸びておらず、樹冠の比較的下部から多数枝分かれしている。
- ③数本の主枝で基本形をつくるように、枝抜きを中心とした剪定を行う。

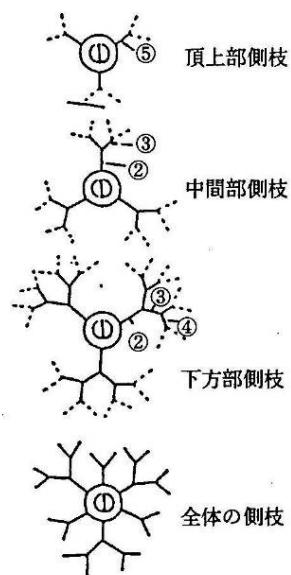
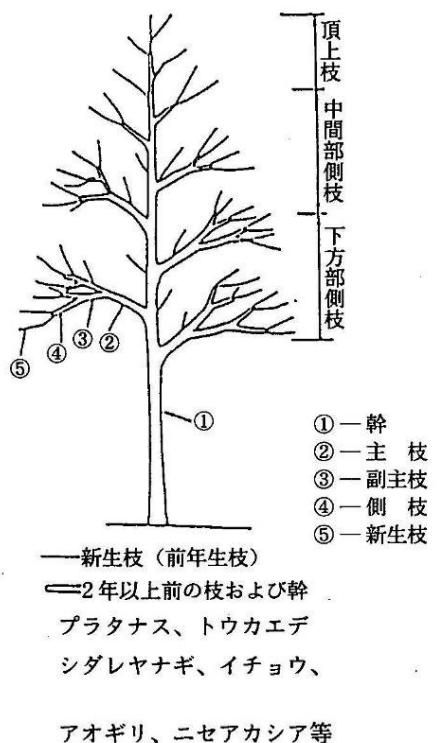
■ 基本樹形と主樹種

直幹型		分岐型	
円錐型	卵円型	円型	盃型
			
イヨウ	フーラタナス、ユリノキ、トウカエデ、ニセアカシア、アメリカカブ、カツラ、アメリカハナミズキ、コブシ、ハナノキ	エンジュ、クスノキ	ケヤキ、サクラ

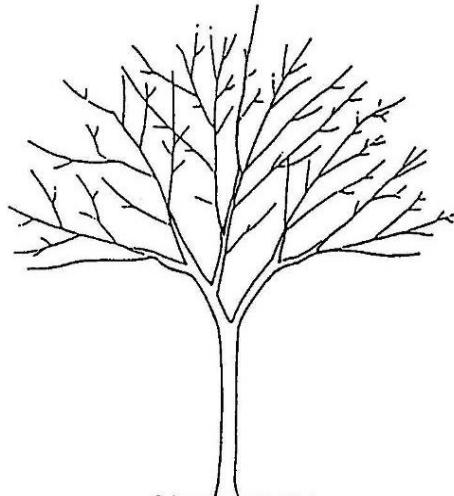
出典：仙台市街路樹マニュアル

■幹の形態による分類

①直幹型



②分岐型



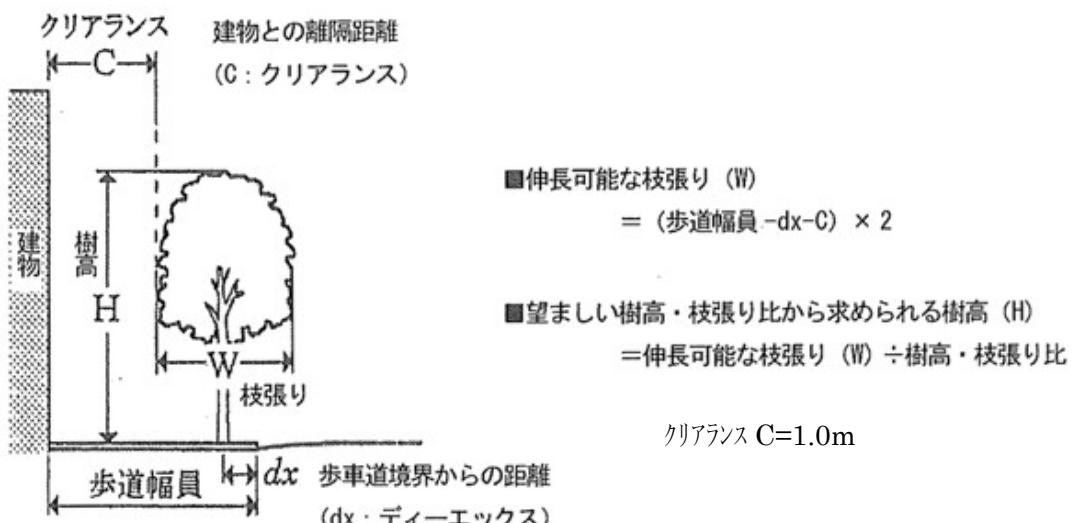
エンジュ、ケヤキ、
サクラ類等

出典：仙台市街路樹マニュアル

第69条（目標樹形の基本設定）

街路樹の目標樹形は、歩道幅員、隣地境界との離隔距離、車道から樹木の中心までの距離等の要素を基に枝張りから設定するのが一般的である。次に枝張りとの比率から理想的な樹高を算出する。この計算式と比率の参考例を下記に記載するが、実際は植栽環境やその周囲の状況が大きく影響するため、路線ごとの目標樹形の設定が必要である。

■ 樹高・枝張比の算出方法



■ 樹形別の樹高・枝張比

樹形区分	「東京都街路樹マスタートップラン 検討委員会報告書」		「道路緑化計画・植 生施工・管理技術指 針」(建設省九州地 方建設局)	樹高・枝張比
円錐形	イチョウ	0.3	0.2	0.2~0.4
卵円形	カツラ クロガネモチ コブシ シラカシ シンジュ トウカエデ	0.4 0.5 0.5 0.5 0.3 0.5	0.4	0.4~0.7

	ハナミズキ プラタナス ヤマモモ ユリノキ	0.6 0.5 0.7 0.6		
球形	エンジュ クスノキ マテバシイ	0.5 0.6 0.7	0.5	0.5～0.7
盃形	ケヤキ ソメイヨシノ トチノキ ヤマボウシ	0.7 1.0 0.5 0.6	0.6	0.5～0.7 1.0～(ソメイヨシノ)

出典：植栽の設計・施工・管理（経済調査会）

1) 縮小剪定

大きくなりすぎた街路樹は、樹形が損なわれるとともに電線や建物など周辺施設との競合や歩道舗装を持ち上げる根上がりを生じることがあるため、適切な高さと樹冠になるよう縮小する。

縮小剪定では大枝を切除することになるが、管理目標樹形になるよう数年間かけて樹冠を整えるようにする。初年度の剪定で幹や大枝を幹際の部位まで切り落とした場合、この切り口からは多数の枝ができる。この枝の中から将来の伸び方を予想して、数本残して取り除き、残した枝を適切な位置で切り詰める。その後全体の樹形が整うよう主枝、副主枝、側枝の長さバランスを整えながら枝をつくる。

主な対象として、ユリノキ、クスノキ、ケヤキ、ニセアカシアとなる。一般的な高所作業車（12m仕様）での剪定を考え、樹高12m未満とする。

2) 樹形維持の剪定

目標樹形に生長してからの樹形維持期は、樹形を維持するための剪定を行うことになり街路樹の一生の中で最も長い期間となる。

剪定の対象とする枝は、枯れ枝、病気の枝、折損枝、ひこばえなどの切除を優先的に行う。目標樹形として一定の大きさの樹冠を維持または、一時的に樹冠を縮小させる目的で行う剪定の基本技術である切返し剪定は、できるだけ元の樹形を崩さないように、強く伸びた枝をその下部にある小枝の上部から切除して、枝の切替えを行う。

主な対象として、アメリカカフウ、プラタナスとなる。現状の樹高6m程度を維持していく。

3) 樹形再生のための剪定

幹曲りや片枝など微少剪定では対応できない樹形の悪い樹木は、主枝や幹の梢部を含めて切詰剪定によって骨格を作り直す。

樹勢が衰えて剪定に耐えられなくなった樹木や、台風による折損、腐朽などによる大枝の枯れ混みや衰弱、また長時間にわたって不適切な剪定を繰り返した結果などにより基本樹形が崩れてしまったような樹木は、伐採するか、思い切った大枝の切戻しも含めて検討し、再生を行うものであれば十分に時間をかけて行う。成長力が旺盛であれば下枝の上がってしまった大径木でも、3年以上の時間をかけば再生は不可能ではない。樹木の状態によっては剪定だけで回復できない場合もあるので、適切な治療や施肥、植栽基盤改良なども合わせて検討する。

■ 目標樹高

目標樹高について、68条を基本とする。但し、本市状況より下記とする。また、数値はあくまで参考とし、景観等を考慮するなど発注者と協議し、決定すること。

○維持タイプ

目標とする大きさに成長しており、現状を維持していくタイプ

樹種	分類		目標樹高
アメリカブ	直幹形	卵円形	6m
プラタナス	〃	〃	6m
トウカエデ	〃	〃	6m
仔ヨウ	〃	円錐形	6m
ニセアカシア	〃	卵円形	8m

○縮小タイプ、樹形再生タイプ

大きくなり過ぎ近隣や交通の支障になっているため、適正な大きさに仕立て直す、または骨格を作り直すタイプ

樹種	分類		目標樹高 【剪定から数年後】
ユリノキ	直幹形	卵円形	9m (6m)
仔ヨウ (緑道)	〃	円錐形	12m (9m)
クスノキ	分岐形	球形	9m (6m)
ケヤキ	〃	盃形	12m (9m)

※ 上記は、あくまで参考とする。 () は目標樹高のための剪定高さとしている。
剪定方法については、第5節を基本とし、39条 図1（剪定方法）を参考に監督員と
協議また立会により、樹形を決定する。
縮小・樹形再生を行う際は、監督員立会のもと試験剪定を数本行い、剪定樹形の了承を
得てから進めていくこと。

成田市街路樹管理基準

基準の制定 平成30年3月30日

発行 成田市道路管理課